

さぬき動物愛護センター出前教室実施要領

1 目的

この要領は、県が学校や各種団体等（以下「学校等」という。）からの要望に応じて、さぬき動物愛護センター（以下「センター」という。）職員が学校等へ赴き、動物の愛護と適正な取扱い等に関する教育活動を実施するにあたり、必要となる事項を定める。

2 訪問対象

県内にある概ね10名以上の学校等

3 訪問場所

申込者の学校等の施設内で協議の上、決定する。

4 訪問日時

休館日を除く午前10時00分から午後4時00分の間で1時間程度

5 内容

動物愛護精神の育成及び動物の適正飼養を主たる内容とする。

6 申込方法

申込にあたっては、事前に申込者とセンターが、内容や日程について十分に協議した上で、別紙「出前教室申込書」を提出することとする。

7 施行年月日

令和5年4月1日から施行する。